



第7回 消費税法の問題点

2019.04.15
2019.04.01
会計と経営のプラッシュアップ
2019年3月25日
2017年1月17日
山内公認会計士事務所

本レジュメは、消費税法とその通達及び次の各書を参考にさせていただいて作成した。

(図解消費税平成23年度版 木村長一著 平成23年11月大蔵財務協会刊)

(消費税法の考え方・読み方 大島隆夫、木村剛志著 平成22年10月税務経理協会刊)

(消費税法詳解 尾崎護著 H2.6.20 税務経理協会刊)

(例解実務ガイド消費税法 上杉秀文著 H21.1.30 税務研究会出版局刊)

(消費税の実務 金井恵美子著 2013.9 清文社刊)

(アベノミクスとTPPが創る日本 浜田宏一著 2013.11 講談社刊)

I 消費税の概要

1. 基本的な仕組み

- (1) 事業者(個人、法人)が行う
- (2) 国内におけるすべての財貨、サービスの販売、提供に課税する
- (3) 税の累積を排除するために仕入税額控除を行う
- (4) 最終的に消費者が負担することを予定されている

RH

2. 課税の対象

条文(法5①)(法30①)、法2①八、九、法60④、令75①)

説明

RH

- (1) 国内において行われる取引
- (2) 事業者が事業として行う取引
- (3) 対価を得て行う取引
- (4) 資産の譲渡、貸付け又は役務の提供
- (5) 非課税等でないもの

(2)～(4)を満たさないものは
不課税取引 *対価を得て行われないといふ取引上、
不課税等でないもの*

No.3、No.4

3. 非課税取引

*仕入税額控除の出来ないという取引上、
(手取單類)*

4. 輸出免税（免税取引）

5. 特定収入

*仕入税額控除の出来ないという取引上、
(手取單類)*

*支払受け、税額控除のないもの
(後取扱い不課税、輸出へ仕入税額控除はできない。又は後取扱い、仕入税額控除の
ないもの)*

*(後取扱い不課税、輸出へ仕入税額控除はできない。又は後取扱い、仕入税額控除の
ないもの)*

免税

支払者以外等
の免税

受取者、海關
の免税

伝送障害
可視化

非課税

支払者

消費税の支払
者

法人、個人
の除外者

受取者 の課税

非課税法人の
課税者
課税者

支払者 の課税

法人課税控除
の課税者

消費
の課税
手続
控除



以下のとおり

~~法人課税~~
法人の課税
の課税
控除下算

特免取扱

消費税の課税

支払者と異なる

法人
個人
の除外者

法人の課税

上記除外

特免取扱法人

課税者

~~法人課税~~

課税者

法人の課税

の課税
控除(税額)

法人の課税

課税者

3. 対価性の判定について

共同管理費
通常会費とまちか?

H29.01.17

区分	取扱い		課税仕入れの可否	RH
	形態			
会費組合費等 <small>(基通 11-2-6) (基通 5-5-3)</small>	その同業者団体、組合等において、団体としての通常の業務運営のために経常的に要する費用を賄い、それによって団体の存立を図るいわゆる通常会費	対価性の有無の判定が困難なもの	同業者団体等の処理	否 会費有 ここが言えるか? 可 不可
入会金 <small>(基通 11-2-6) (基通 11-2-7) (基通 5-5-4) (基通 5-5-5)</small>	ゴルフクラブ等その他レジャー施設を会員に利用させることを目的とする入会金(退会等に際し返還されないものに限ります。)	対価性の有無の判定が困難なもの	同業者団体等の処理	可 可 否
公共的施設の負担等(専用側線利用権等の権利の設定等に係る対価を除きます。) <small>(基通 11-2-8) (基通 5-5-6)</small>	国、地方公共団体又は同業者団体等の処理		課税資産の譲渡等 課税資産の譲渡等以外	可 可 否

4. 課税売上 — 仕入の対応関係

H29.01.17

H26.06.07

H26.06.05

消費税とは、売上に係る消費税額から、課税仕入等に係る消費税額を控除することにより、その事業者の付加価値額に対応する部分の消費税額を計算し、^{はめ}申告納付する仕組をとっている。

(課税の対象、課税標準)

- 消費税は、国内において事業者が行う課税資産の譲渡等に対して課税される
 (法 5①) とし、課税標準は、課税資産の譲渡の対価の額とするとされてい
 る (法 28)
 課税資産の譲渡とは、事業として対価を得て行われる課税資産の譲渡と定め
 られている。(法 2⑧⑨)

(課税仕入)

また課税仕入は、事業者が、事業として他の者から資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は役務の提供を受けることをいう (法 2⑫) とされている。

すなわち、課税の対象 (課税売上) と課税仕入には対応関係があるという意
 味が明瞭である。

このような対応になることの課税売上からの説明

課税売上対応 — 仕入税額控除

課税売上対応 — 仕入税額控除不可 (この関係もある)

非課税売上対応 — 仕入控除不可

不課税売上対応 — 仕入控除不可

都市開発からの共同管理費収入対応 — どこへ支払っても仕入控除可

~~免課税業者~~ 特定収入

(他の者)

管理組合であろうが、収入としたものと対応する経費の支払であり、区分所
 有者は非課税業者、不課税団体でもなく、課税業者である。

(管理組合への支払は義務としての分担金であるとしている)

特入にかかる。

5. 仕入税額の控除

H29.01.17
H26.06.05

消費税は課税資産の譲渡等を対象として課税することからその課税資産の譲渡等に対応する課税仕入れ部分の消費税を控除の対象とし、非課税売上に對応する課税仕入れについての消費税は控除の対象としない。

課税売上対応

— 仕入税額控除

課税売上対応

— 仕入税額控除不可（これもあり得る）

非課税売上対応

— 仕入控除不可

~~特許収入~~ 売上対応

— 仕入控除不可 ~~割合未定~~

都市開発からの共同管理費収入対応 — どこへ支払っても仕入控除可

管理組合であろうが、収入としたものと対応する経費の支払であり、区分所有者は非課税業者、~~特許収入~~ 団体でもなく、課税売上業者である。

受取った共同管理費は課税売上としており、課税売上に對応する消費税を仕入控除の対象としている。

課税仕入れとは、事業者が、事業として他の者から課税資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は役務の提供を受けることをいう(法2①十二)。

免税事業者又は消費者からの仕入れ

課税仕入れは、「当該他の者が事業としてその資産を譲り渡し、若しくは貸し付け、又はその役務を提供したとした場合に課税資産の譲渡等に該当することとなるもの」であるから、免税事業者や消費者は課税資産の譲渡等を行っても課税の対象とはならないが、これらの者が事業として行うと課税資産の譲渡等に該当するものは、これを購入等する事業者においてはその購入等は課税仕入れに該当するものとなる(基通11-1-3)。

従って、仮に組合が不課税業者、免税業者であっても仕入控除はできる。

しかし、ここで問題となっているのは、上記がすべてOKとしても、RHが管理組合へ義務(分担金)として支払つ 仕入税額控除はできないということである。

組合の負担金といえ

管理組合が特許収入者。

特許収入?

6. 対価性のない取引

管理組合の受取る共同管理費は H29.01.17
 資産の譲渡等の反対給付に該当しない金銭の受領は H26.06.05
 年に收到していなければ、

資産の譲渡等の反対給付に該当しない金銭の受領は、対価として受取るものではなく、消費税の課税の対象とはならない。

これは管理組合側の話であり、都市開発から共同管理費(相当額)を受領し、それを共同管理費として管理組合に支払っている原告(区分所有者)のこと

を言っているのではない。

そのことを原告の仕入控除とつながりのないものと言えるか。

(会費、分担金とすればどうなるか)

対価性のない取引は、以下のもの等が列挙されているのみで、共同管理費はその中にはない。と考えられる。

- ① 保険金、共済金(基通 5-2-4)
- ② 剰余金の配当等(基通 5-2-8)
- ③ 損害賠償金(基通 5-2-5)
- ④ 寄附金、祝金、見舞金等(基通 5-2-14)
- ⑤ 補助金、奨励金、助成金等(基通 5-2-15)
- ⑥ 会費、分担金はどうなるか？

7. 管理組合への支払と上記の違いと対策

上記は管理組合側を言っており、支払側(原告、区分所有者)とは関係がない。

、国税は“管理組合への支払いは反対給付に該当しない支払”として、
 仕入税額控除は不可としている。

国税の主張は、

- (1)大阪地裁(弁護士会)判決は、個別的対応…ゆるやかな対応でも OK
- (2)本件は総括的な関係…だから (組合が介在する限り) NO

従って新方式もダメ (被告第7準備書面) 又は再確認の必要性

考えられる対策は、ビル所有部分を、共有と区分所有に分ける

- (1)共有部分を明確にして、共有=単独所有と同様に考える (課税取引)
- (2)区分所有部分はできるだけ少なくして、管理組合に任せること (不課税取引)
- (3)共有部分の床を明確にして、資本的支出、大修繕に備える。 (不課税取引→課税取引)

管理組合は自らを共有する。

8. 仕入税額控除の原則

しかし、この木村氏は、管理組合費を支払っている
 一それは民法との関係を考慮して
 小さな会社ですか？ H29.01.17

当時、国税庁長官官房国税庁監察官として消費税の創設・導入に携わった木村剛志氏が大島隆夫氏（税理士、元国税不服審判所次長）と対談方式で著した「消費税法の考え方・読み方（五訂版 平成22年10月1日税務経理協会発行）」において、消費税法の仕入れに係る消費税額の控除（法30①）について、「…前段階控除制度が消費税あるいは付加価値税の生命だといつてもいいでしょう…製造とか小売とかというようなある特定の段階でなく、すべての段階の取引に対して課税されるわけです。（251頁）」と述べ、課税仕入の範囲について、「事業者が、免税事業者あるいは消費者から課税財産の譲渡を受けた場合であっても、仮にその課税財産の譲渡等を事業者が行ったとした場合に課税されるものであれば、課税仕入れに該当することになります。法2条1項12項に「課税仕入れ」という用語の定義があって、…免税業者や事業者でない者など、課税されていない者からの仕入れであっても、仕入れた方にとては「課税仕入れ」ということになるわけです（256頁）」、と仕入控除の原則的なことの解説を行っている。

しかし、これを本件（管理組合を通した共同管理費の支払）に適用することは無理があるのではないか。

すなわち、会費、組合費、分担金等の話はしていない。

基盤以外を
直接業者に
支払うべきか、

又は
共有・

相手が特を收入に該当しても
何故はないかと聞いてある、

しかし、それが専門家にとってはダメである、

なぜか有り難い場合についてお聞きは何か、

これは立派の供給者なのか、
事件はこれが何の供給者なのか

第一に義務づけられた用意者
が何者か

III 大阪地裁(H24.9.26)の判決

H29.01.17
H26.07.04

概要No.	大阪地裁の判示（別の世界）	原告の主張（疑問点）
2	構成員の義務として <u>支払</u> ↓ 対価関係は認められない	管理行為と引換に <u>支払</u> (義務?) ↓ ← 当然の対価(組合費、分担金?) なぜ対価関係がないのか (区分所有法の観点から分担金)
3	第3者(業者)と区分所有者との間に 管理組合が介在している以上 ↓ <u>第3者(業者)と区分所有者の直接関 係とは言えない</u> <u>差があつても当然</u>	← ビル一棟の所有者と比較して 不合理(管理組合が介在している) (それなら、共有部分は、共有 所有者が所有することを考える) (組合が介在する以上当然とも思う)
3-2		①同一法人の部門間取引では、 内部取引ならば
3-3		②法人税の取扱いでは、 内部取引にからめて、 (法人税と消費税は別)
4	<u>民法上の組合は納税義務の主体とな ることはできない</u> <small>べきないから</small> 独立して納税義務の主体となる管理 組合で課税仕入れになることは左記 のこととは別で、当然	← 民法上の組合との差別は不合理 (法律上そうなっている) (結局、組合が申告すればよい のではないか?)
5	消基通5-5-6は対価関係不明を定め たもので本件は本来、対価関係がな いもので当てはめられない	← ④5-5-6に当てはめ(無理?) (ここまで、大阪地裁は言っている)
5-2		③5-5-3の場合、
6	テナントから直接管理組合への支払 は、原告を経由すべき	← テナントからの直接支払は當 方不知(区分所有においてそ なことはないと言っている) (新方式の問題点)

検索結果詳細

No	税区分	情報区分	TAINSコード	年月日	関連判決	関連雑誌目次
1	消費税	地裁	Z888-1769	平24-09-26	平24. 9. 26 大阪 地裁	

▽ 全体

△ タイトル

大阪地方裁判所平成22年(行ウ)第〇〇号消費税更正処分取消等請求事件(棄却)
国側当事者・国(処分行政庁 北税務署長)

平成24年9月26日判決

【課税仕入れに係る支払対価該当性／管理組合に支払うビルの管理費等】

【情報公開法第9条第1項による開示情報】

△ 概要

判示事項

- 1 本件は、ビルの賃貸事業を行っていた原告が、区分所有権を有するビルの管理組合への管理費の支払は課税仕入れに当たるとして、消費税等の更正処分等の取消しを求めた事案である。
- 2 各管理費が課税仕入れに係る対価であるというためには、各管理費が、各管理組合からの役務の提供に対する反対給付として支払われたものであることが必要である。
原告は、各管理組合に共用部分の管理を現実に委託したか否かに關係なく、また、各管理組合が行った具体的な管理行為の内容如何にかかわらず、各管理費の支払義務を負うものであり、各管理組合の管理行為と引換えに各管理費を支払っているものでもない。そうすると、原告は、各管理組合に対して各ビルの管理業務を委託したことの根拠に各管理費を支払っているのではなく、各管理組合の構成員の義務として、各管理費を支払っているものというべきである。
したがって、各管理費は、管理組合が行う管理業務と対価関係にある金員であるとはいはず、役務の提供に対する対価であるとは認められない。
- 3 資産の譲渡等に対する反対給付であるか否かは、個別具体的な資産の譲渡等と特定の給付との間に對応關係が認められるか否かを、支払自体の性質から判断すべきである。
本件において、第三者と区分所有者との間に独立した納稅義務の主体である管理組合が介在している以上、管理組合の第三者への支払を考慮して、ビル一棟の所有者が第三者に対して支払う費用と実質的に同一であると評価することはできない。
- 4 原告は、管理組合が民法上の組合である場合と比較して区分所有者の負担が重いことを理由に、租税平等主義に違反すると主張する。しかし、区分所有者が管理組合に対して支払う管理費自体は、管理組合が民法上の組合であっても仕入税額控除の対象とはならないのであり、その取扱いに差異はない。もっとも、管理組合が民法上の組合である場合、組合が第三者から役務の提供を受け、これに対する対価を支払った時点で、区分所有者が課税仕入れに係る対価を支払ったものと扱われることとなるが、これは、民法上の組合が独立して納稅義務の主体となることができないためである。他方、管理組合が人格のない社団である場合、組合自身について課税仕入れに係る対価を支払ったものと扱われることとなるが、かかる差異は、独立して納稅義務の主体となり得るか否かに基づくものであって、何ら不合理な區別ではない。
- 5 消費税法基本通達5-5-6は、対価関係の判断が困難な場合について定めたものであって、本件においては、管理費の支払について明白な対価関係があるとは認められないであるから、そもそも同通達が適用される場面ではないというべきである。
以上によれば、各管理費は課税仕入れに係る支払の対価には当たらない。
- 6 各賃貸物件管理費は、管理規約上、区分所有者が負担すべきものとされている。この点、原告及び各賃借人は、合意に基づき各賃借人が管理組合に対し直接管理費を支払っている。これは、原告が負担すべき管理費を、賃貸借契約に基づき賃料に上乗せして各賃借人の負担としていることと何ら変わりはないから、各賃貸物件管理費は、原告の事業として対価を得て行われる資産の貸付けの対価に該当するものというべきである。

判決年月日 H24-09-26
国税庁訴資 Z888-1769

* テナントの場合
区分所有者ヒル
達ハ

△ 本文

判決

原

告



S 先生への質問

お世話になっております。(添付 大阪地裁
概要)

- (1) 大阪地裁(H24.9.26)判決は、区分所有者がする管理費の支払いは、「管理組合の構成員の義務であり、管理組合と構成員間の内部的な費用分担取引である。」と言っていると解されます。

この本件性の
支払い
無効
な
こと

ご回答の要旨

- (1) 管理費は、面積配分であって、役務の対価ではない。
そのような主張ですね。
これに対する反論は次です。

役務の提供と対価性があり、面積配分は対価性を否定しない。役務を提供するのは管理組合自身だ。

1 他の場合との比較

不動産賃貸業を営む者が、不動産管理業者に支払う管理料も、「個別の業務に関する費用」として支払われるのではなく、契約期間を通じての業務の費用として、それが毎月に割り振られ、毎月の均等額として支払われているものである。

税理士の顧問料なども、毎月の仕事の対価というより、一年間を通しての申告業務の対価を毎月に按分して顧問料として支払われている。

区分所有ビルの管理会社が受け取る管理料も、毎月の均等額として支払われるが、結局は、全額が、管理費用として消費されることを予定されている。

それら性質に差異は無い。

2 支払い方法による差異

管理会社が、①個別の業務に関する費用を月割りで受け取っていた場合と、②個別の業務に関する費用を実費精算していた場合で、区分所有の管理料の性質に差異が生じるとは思えない。

3 管理料の決め方と対価性

区分所有については、持分に応じた費用を負担することになっているが、これが対価性を否定し、「個別の業務に関する費用」であることを否定することにはならない。区分所有物件については、その物件の全体に要する費用が、区分所有者の費用であり、それを面積按分することで対価性が否定されることにはならない。

この考え方

- (2) また、「第3者と区分所有者との間に独立した納税義務の主体である管理組合が介在している以上……」と、実質的な取引（1棟の場合）と同一でないと判示しておりますが、

*この辺の問題
は原告といつてません
…*

- (3) 上記の考え方には無理があると思いますが、どのように考えたらいいのでしょうか。

- ① 内部関係との主張に対し、一つの法人（会社）を仮定し、内部取引とは製造部と営業部の取引のようなもので取引が会社の外部へ出れば内部取引でなく外部取引となり、仕入控除できる。
- ② 本件（消費税）で内部取引は、対価性がないと言っておりますが、法人税法の損金等の取扱いでは、内部取引とはならず、すぐに損金経理ができる（外部取引で処理される）…ことと矛盾が生ずると考えるのですが。この方が考え方として自然ではないでしょうか。
- ③ 消費税基本通達 5-5-6 を原告は第一審でも第二審でも主張し、説明されているのですが、消費税基本通達 5-5-3 について説明を希望するのはいかがでしょうか。

- (2) a 民法上の組合か、
b 人格のない社団か。

判決は b と判断します。

当方の主張も、b でよろしいのです。
つまり、次の主張です。

役務の提供と対価性があり、面積配分は対価性を否定しない。
役務を提供するのは管理組合自身だ。

- (3) 同意。無理がある。

① 同意。

②

③ 同意。

IV 大阪地裁判決に関連して

H29.01.17

(税理 2013.3 113 ~119 頁 当時、東海大学法学部 西山由美教授の記事 “セミナー 消費税の理論と課題 第 2 回” より引用…部分…して記述)

備 考

1. 事業者の範囲(課税範囲と仕入控除)

…国内取引に対する消費税の課税対象が「国内において事業者が行った資産の譲渡等」(消法 4①)である限りにおいて、「事業者」が課税資産の譲渡等の存否及び仕入税額の可否の前提となる。すなわち「事業者」の範囲は、課税や仕入控除の可否に決定的な影響を及ぼすのであり、この意味において「事業者」は、消費税法の中核となる概念といえる。…

☆

☆

☆

消費税における「事業者」を所得税や法人税における個人事業者及び法人(消 2①四)と所得税、法人税に依拠し、その範囲を制限するのは疑問であり、そのために消費に供されるために資産の譲渡が行われたかどうかが最重要課題となっていない点が問題である。(中核となる概念の問題)

事業者の定義 消基通 1-1-1

人格のない社団を法人とみなす 消法 3①

その組合員の個性を超越して活動 民法 677

EU 地域の共通ルール 経済活動が基準の消費税

☆この点は主張の価値あり

☆

☆

☆事業者該当性はあるので、

…しかしながら、消費税制度は、税額転嫁と仕入税額控除の両輪で稼働するのであるから、事業者の範囲をその法形式で限定することにより、経済的には同様の活動を行っても、その法形式によっては課税や仕入控除の可否が異なる扱いを受けることになり、「同様の行為には同様の課税」という意味での税負担の中立性(Fiscal neutrality)が阻害されてしまう。さらに事業者であることが、「資産の譲渡等」の判断の前提になるのであるから、最初のチェックポイントである事業者該当性が否定されれば、課税関係は生ぜず、それに対応して仕入税額控除も認められないことになる。…

行為(事業活動)に対する課税なのか、行為者(事業者)に対する課税なのかが、重要な問題となる。

☆行為に対する課税と考える

2. 組合と組合員間の取引

消費税は、建物管理組合を人格のない社団とみなす。

この場合、組合がその費用を組合員(区分所有者)に分担させ、組合員(区分所有者)がこれを支払う場合、この両者間の行為に消費税が課せられるか。

…設例

建物管理組合(民法上の組合ではない)に対して、その組合員である建物区分所有者(事業者)が管理費を毎月支払っている。この管理費は、共用部分の水道光熱費、付属施設の損害保険料、共用部分の水道光熱費(略)など、管理組合が行う通常の管理に要する一切の費用について、当該建物の区分所有者が専有部分の床面積に応じて分担している。この管理費が課税対象となる「役務の提供」に対する対価があるかどうかを前提として、当該管理組合が納税義務者になる事業者と言えるかどうか。…

(中身をいひかへ)
管理組合は事業者
にむけられることの
が問題だ。

これに対する、西山教授の三つの考え方を要約すると、

【考え方①】

管理組合は、人格のない社団であるから、「事業者」といえる。したがって組合員(区分所有者)からの管理費の支払は、独立した事業者間での管理業務委託に対する対価であり、課税仕入れとして認識することができる。

(納税者)

しかし、区分所有者との関係は、別というのか？

【考え方②】

管理組合とその組合員(区分所有者)は、経済的に同一の立場にあって、組合員からの支払は、役務の提供に対する支払とは認められない。

両者間の内部関係のゆえに、管理費の支払は、内部的な金銭の移動にすぎない。

(はれ)

経済的に同一の立場、すなわち同一の組織となるか？

【考え方③】

組合員(区分所有者)から支払われた管理費は、管理組合の個別の役務提供の対価として支払われたものではなく、対価性を欠き課税仕入れとはならない。

(Xあり)

対価性のないこのと説明

- (1) 考え方①により、管理組合は、人格のない社団であることは明らかである。
すなわち、消費税法上の事業者である。 (納税者、原告)
- (2) 考え方②により、管理組合が事業者でないとすると、法的形式はともかく、実質的には民法上の組合又は法人の部門間取引となり、段階を経て課税仕入れとなる。(はなし)
- (3) 考え方①に従って、管理組合が事業者である(事業者独立性がある)とすると、「資産の譲渡等と対価との対応関係」となる。

(会員料金の支払)
（会員料金の支払）
は対価がある

管理費について、組合員に対する直接の役務の提供の部分について、その活動内容の実態をみて課税仕入れとすべきである。

すなわち、組合員(区分所有者)が事業者であれば、事業者である管理組合に対する支払は課税仕入れとなり、仕入税額控除を受けることができるべきである。

結局、管理組合も消費税申告をすれば問題は解決するのか？

これが正確な証拠

原告(区分所有者)には共同管理費の支払義務がある。



(H26.06.05)

従って、管理組合に支払

このような支払の場合に、
どういう支払が課税仕入れにならないと定めてあるか②

そんな規定は見当たらない。

消 2①十二に該当すれば単純に仕入控除できるだけである。

H24.9.24 大阪地裁判決は、

「本件各管理費の支払義務を負うものであり、本件各管理組合の管理行為と引換えに本件各管理費を支払っているものでもない。そうすると、原告は、本件各管理費を支払っているものでもない。」と言うが、区分所有者の支払について、こんなことは関係ない。

大阪地裁の言うことには、どこに問題があるか。

こち
ゆえ
べきでん

マンション管理組合

被告の主張

(2) なお、区分所有の対象となる建物のうち、居住用建物(マンション)は全国に多数存在するところ、一般に、マンションの管理組合が各区分所有者から收受する共用部分の管理費用は、消費税法上、不課税とされている(国税庁ホームページ・マンション管理組合の課税関係、乙第7号証)。

本件建物は商業用建物であるが、区分所有法の適用を受け、本件区分所有者が本件管理組合を構成し、本件管理規約及び本件取扱規則に基づいて管理費を取り扱うこととしているのであるから、区分所有の対象であるマンションの場合と同様に、本件共同管理費1も、消費税法上、不課税取引に当ると解すべきである。

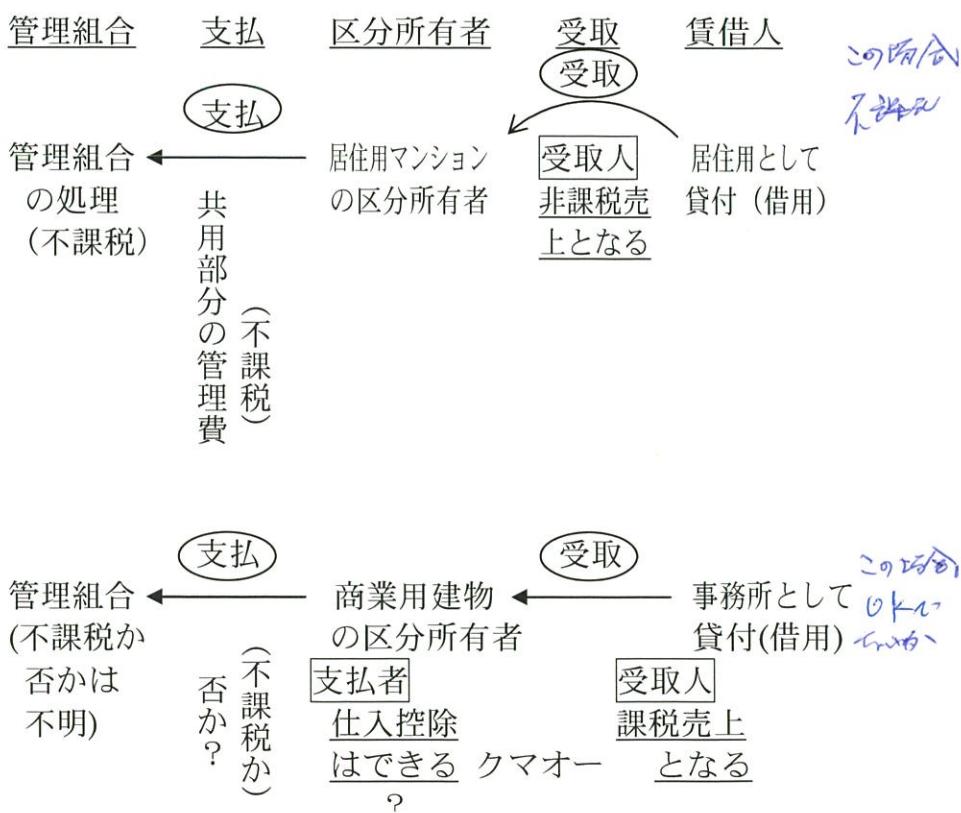
これがおかしい

反論

左記の記述は、本件管理組合が消費税法上の事業者であっても共同管理費の受取りは不課税売上に当るとの解説であると考えられる。その正否は不知であるが、本件訴訟において問題としているのは共同管理費を受取る管理組合ではなく、区分所有者たる原告が管理組合に対して負担した共同管理費が課税仕入れに当るか否かということである。

事業者が、共同管理費等の費用を負担して課税仕入れとするとき、その相手方は必ずしも問わないことになっている。例えば、その相手方が免税事業者(小規模事業者、個人など)等への支払いは仕入控除が制限されていない。

消費税法上において、取引の相手方は他の者としか規定されておらず、特に管理組合を除くとはされていない。



IS-LM 分析

世界経済

Date

1. ケインズ派のモデルの手法は「短期」分析である

→ 本物の市場における価格と需給の均衡によって決定されるが、
実物的に行なわれる。一般物価水準は「硬直的」であるとする。

この仮定の下で IS-LM 分析を通して、金融政策や財政政策の効果について見る。

2. 短期価格の硬直性

(1) カヌー・販送 (アストリア・クルーズ)

1911年-1912年、オービス、RETの3社のカヌーの価格

(2) 新聞や雑誌の 1912-1913 年の価格 (アーティクル)

(3) コカ・コーラの価格 (1886~1950) (5 インチ 5 ペーパー調査)

3. 物価一方通行?

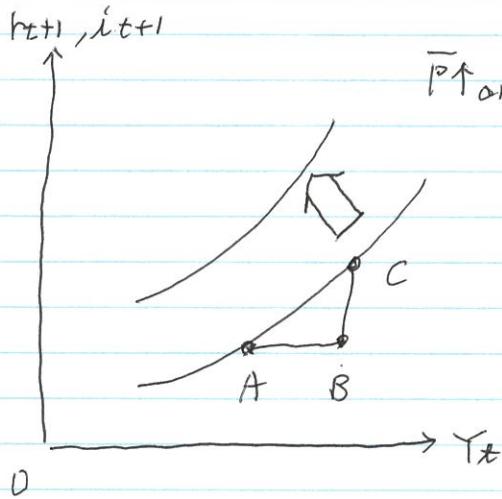
$$\text{インフレ率 } \pi_{t+1} = \frac{P_{t+1} - P_t}{P_t} = 0$$

名目利子率、実利子率を基づく物価一方通行式は、

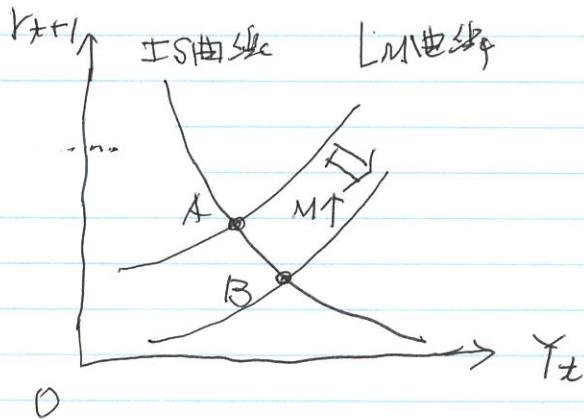
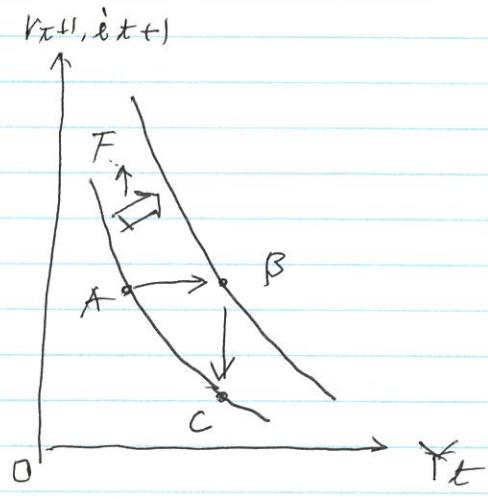
$$r_{t+1} = i_{t+1} + \pi_{t+1}$$

↑ 利子率に物価上昇率を足す
通山形 $i_{t+1} + \pi_{t+1}$

2 IS-LM 曲線



$\bar{P} \uparrow$ or $M \downarrow$



5. 金融政策

日本は、 A で均衡である。

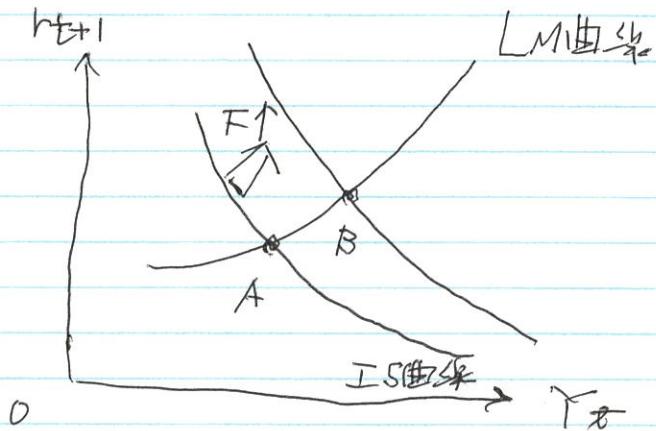
右に移る： 金融政策が緩和され、即ち貨幣供給量 M の増加すると、
LM曲線は右側へ下シフトする。

その結果、貨幣需要の不变のままで貨幣供給量が増加する。即ち、
経済の均衡が右側へ移る。

結果として、通膨率が上昇し、LM曲線が右側へ下シフトする。

新均衡は右側である。生産が増加し利子率の低下を示す。

⑥ 财政政策



財政政策財政政策、相模下がります。

IS曲線は右側に上昇します。

この結果所得の増加によって、資本供給が増加すると、利子率の上昇につれて
資本需要が減少し、投資が減少する事になります。

貨幣市場では、利子率の上昇につれて赤字需要が減少します。

一方で利子率の上昇により、貨幣需要が減少すると貨幣市場の均衡が
崩れてしまう。

② 大恐慌 the Great Depression の原因

(1) レー・ティンの支出伝説

大恐慌は、財貨・サービスに対する需要の減少によって生じたが、
 株式市場の大暴落、将来的に対する不確実性が大きいため、
 予備貯蓄を増加し、既約計畫を減退させた。
 これに需要の減退は、IS曲線を左にシフトさせ、
 利子率が低下するとともに、GDPを減少させた。

(2) 貨幣伝説 モルニスト理説

FRBがマネーサプライを減少させ、LM曲線を右にシフトさせ
 利子率を上昇させ、GDPを減少させた。

(3) 大恐慌の期間中、一度は名目利子率が低下(?)して
 から反発(?)したが、これは(1)支出伝説の妥当性を
 示唆する

参考文献
 レッスン7 (マクロ経済学 岸藤誠著 2010.4 有斐閣)
 (CD レッスン経済学入門 岸澤修著 1995.5 広川出版)
 マクロ経済学入門 小畠豊元著 2006.11 有斐閣刊)

1. 有効需要の原理

- (1) 国民所得、財・サービスに対する有効需要の減少によって決定される
- (2) 有効需要は、人々の所得額に依存する。増加すれば需要である。
- (3) 需要は、消費需要と投資需要に大別される。

消費は、人々の所得に依存し、所得の増加に伴う消費も増加する。
投資は、人々の利子率に依存する。

- (4) 有効需要の原理に基づく国民所得の決定の基本的な形態

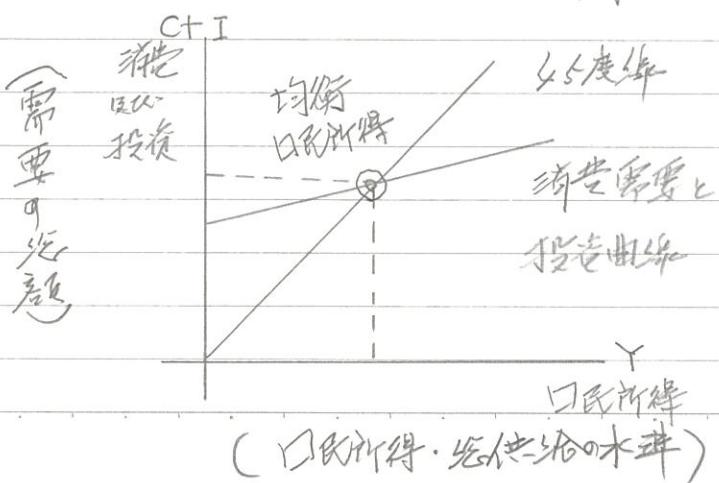
$$Y = C(Y) + I \quad \text{--- (7-1)} \quad Y \text{は供給です。} \quad \begin{array}{l} \text{左側は、} \\ \text{右側は、} \\ \text{供給です。} \end{array}$$

左側が大きい場合は需要不足、右側が大きい場合は供給不足

等号も成立させるとYの水準が均衡国民所得となり、
 これが有効需要によって決定される。

左側は、
 右側は、
 供給です。
 需要です。
 均衡国民所得

2. 消費函数と均衡国民所得



Y---供給

消費は所得が増加するにつれて
 増加するので、消費需要と投資需要は
 所得とともに増加する。

45度線と消費・投資線の交点が
 均衡国民所得を表す。

国民所得Yは財に対する供給です。

(国民所得・給供給の水準) の国民所得の投資と消費です

~~上段~~ 2. 稽古因数を支えろ 口民所得

口民所得は供給側、

総供給水準を現している。

この総供給水準（45度線）と消費需要と投資需要の
総計を表わすグラフの交点が、均衡国民所得1万3

3. 均衡国民所得

1930年代、大企業の供給能力、

- そのため、① 市場需
② 資本設備
③ 原材料

が不足してしまった、

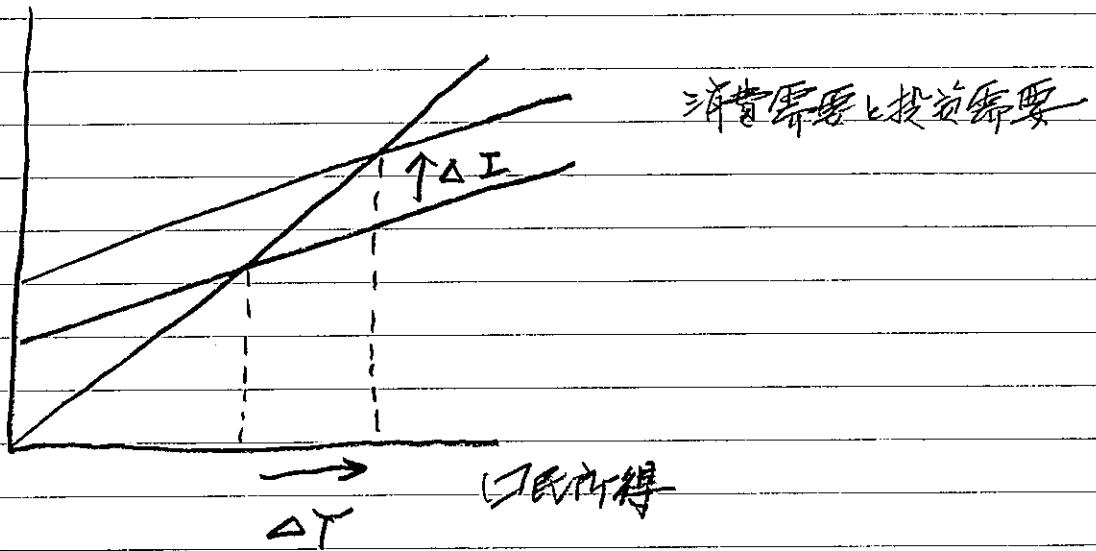
需要が供給を下回る、つまり需給失調、
(国民所得)

多くの企業が倒産する。資本主義国民所得の

倒産水準

$$\Delta Y = \frac{1}{1-C} \Delta I \quad (7-4)$$

消費
投資



循環の経済の波及効果は、時間を要し、
すなはり需要の增加が実現されるまでは時間がかかる

(7-4)は、可逆化しての最大限の効果を行っている。

政府支出や民間投資の増加、これらに需要を吸収し、
当都市の何倍もの需要の増加が見込まれる。

限界消費傾向が高いほど(乗数効果)は大きい。

4. 乘数効果 この二つの政策は乘数効果を適用した大规模な経済政策である。

投資の増加割合、その増加分を ΔI とすると ① 式は、

$$Y = C(Y) + I + \Delta I \quad - ② \quad (7-2)$$

投資の増加分 $\rightarrow Y$ の増加 $\rightarrow C(Y)$ の増加 $\rightarrow Y$ の増加

投資の増加分に下限消費傾向を掛けたもの

消費の増加分。更に元の消費の増加分に

限界消費傾向を掛けたもの消費の増加分が生じる。

--- 無限等比級数となる、その総和は、

$$\text{投資の増加分} \times \frac{1}{1 - \text{限界消費傾向}} \quad (\text{乗数効果})$$

限界消費傾向を C とすると

$$\Delta Y = \frac{1}{1-C} \Delta I \quad - ③ \quad (7-3)$$

5. 貨幣を保有する動機

流動性

(1) 取引動機 経済取引の決済 手渡しの偏好

(2) 予備行動機 不景気の資本化

(3) 投機行動機 利子率の変動

取引動機

儲け

貨幣需要

利子率

0

所得

0

投機行動機に基づく貨幣需要

6. 貨幣供給

狭義の通貨: M_1 [現金通貨 | 離札預金]

広義の通貨: M_2 [" " | 定期預金(準備金)]

(1) 一階層交換手段

(2) 二階層交換手段

(3) 計量尺度

支払手段として、

クレジットカード、銀行預金カード

などの形態で普及している。

7. IS曲線(財市場)

$$Y = C(Y) + I(r) \quad \text{--- (4)}$$

所得 Y から消費 $C(Y)$ を引いた部分は 割賦 r である。

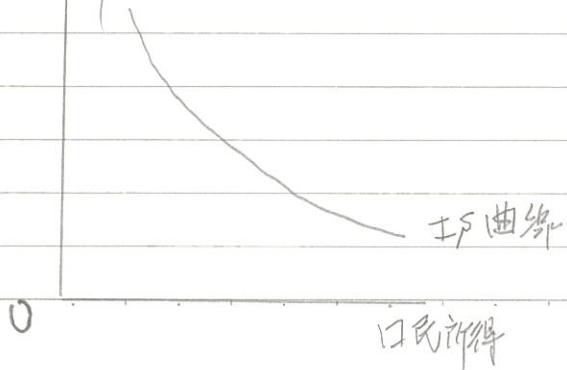
それを $I(r)$ で表わし、所得に依存する $I(Y)$ 、所得の倒れ目で $S(Y)$ とする。

この割賦倒れ目を用いて 財市場の均衡条件を書く。

$$I(r) = S(Y) \quad \text{--- (5)}$$

従つて、財市場の均衡条件は $I = S$ すなはち 投資 = 割賦で、

つまり 利子率



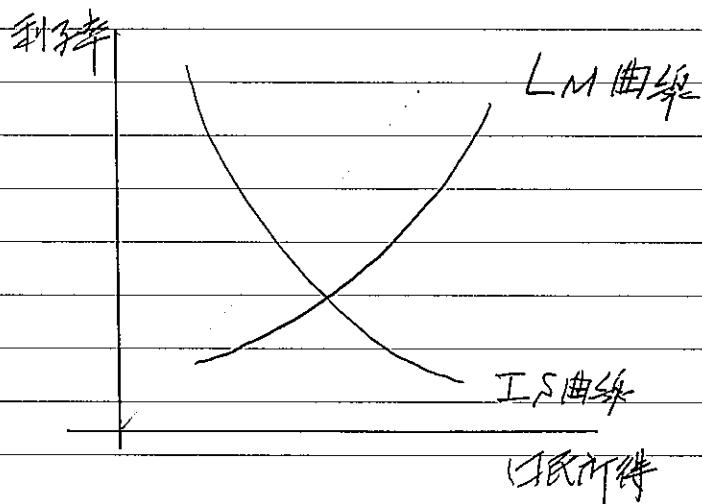
8. LM 曲線 (貨幣市場)

貨幣需要は、利子率と所得に依存する。

貨幣需要を $L(r, Y)$ と表す。利子率 r と人民所得 Y の関係を記す。

貨幣供給量 M を表すと、貨幣需要 L と貨幣供給 M は等しいので

$$L(r, Y) = M \quad \text{--- (6)}$$



IS曲線とLM曲線の交点で、財市場と貨幣市場が同時期に均衡となる。利子率 r と人民所得 Y の組合せを表す。

No.

Date

財政政策の新財源化程度とその大きさで見る
元の支出が(税率)によっては減税の意味を持つ。

9. 財政政策の実行目的

(ナショナル) 財政政策の基礎政策

経済政策の役割とその特徴

— 特徴的な経済財政政策

(1) 公共目的への資源の配分

(2) 所得の再配分

(3) 経済の安定と完全雇用の実現

有効需要が不足しているときに、国民所得が完全雇用に対する超過供給

小失業率が存在する。

この場合は財政支出によって有効需要を増大させ、失業率を下げる三つの政策手段。

(次回) 市場機構による評価

10. 金融政策の実行目的

— 通貨市場の役割の發揮、市場機能の発揮

(1) 物価の安定

(2) 流通機能の実現

(3) 金融収支の均衡

→ 二律背反



方策

(1) 公共準備政策

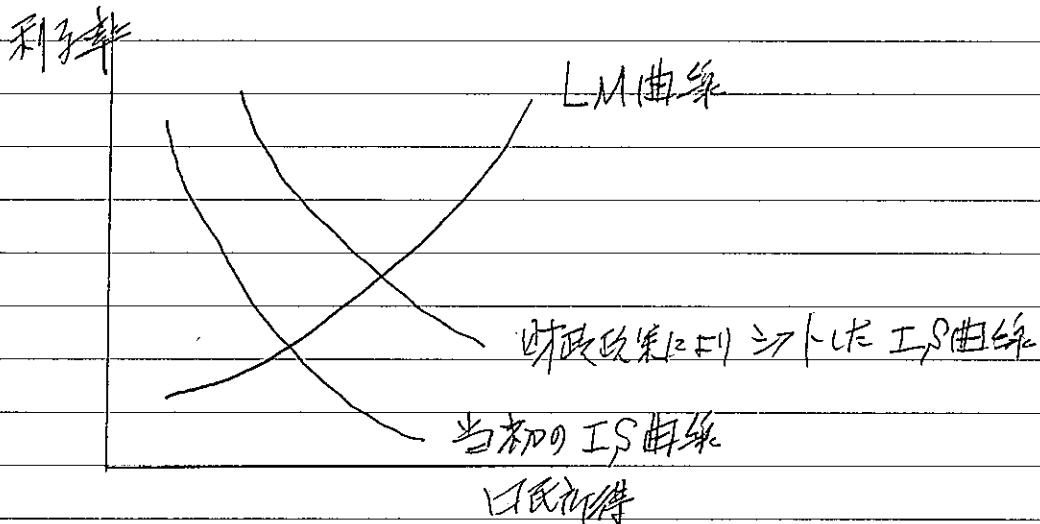
(2) 公開市場操作

中央銀行による借入、手形充当操作

(3) 支払準備率操作

銀行の中央銀行預入額の比率の操作

11. 財政(支出)政策による効果



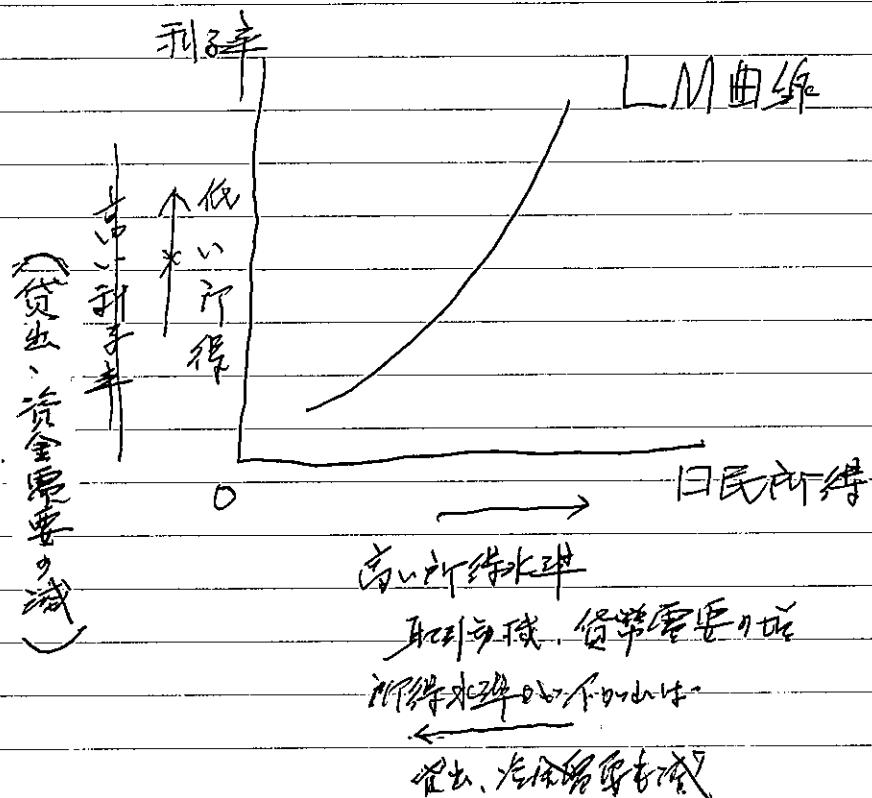
政府支出の増加以前の状態に戻る。同じ利子率に対し、

財市場を均衡させるための預貯金の水準が上昇している。

したがって、財市場を均衡させるための利子率と預貯金の組合せ

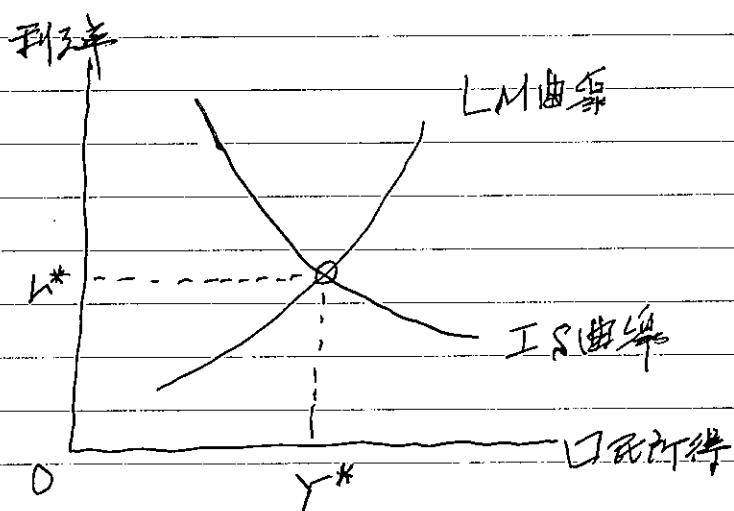
である IS 曲線が、政府支出の増加によって右へシフトしたことを意味する。

12 LM 曲線



13 日元所得決定の仕組

(貨幣、金融面を考慮した日元所得決定の仕組)



IS 曲線と LM 曲線の交点で、財市場と貨幣市場を

同時に均衡させた利子率 r^* と日元所得 Y^* の組合せを示す

⑦ 国債管理政策

金融経済
No. 1
Date.

1. 中央行政下のオペレーション・リバスト政策 (国債管理政策)

金融・財政政策と並んで実行の経済政策

2. 流動債務構成

政府の利子負担最小化による最適債務構成

$$W = M + F + G$$

W = 全資本

M = 貨幣

F = 短期政府債券

G = 長期国債

これらはどの保有の流动性をもつ

$$L_m(M), F_f(F), L_g(G)$$

以下の式を満たす一定の流动性 L を与える

短期債 F , 長期債 G の組成比率等流动性曲線と呼ばれる。

$$L = L_f(F) + L_g(G) + L_m(W - F - G)$$

各資本に対する増加による流动性的の増加

限界流动比率を下回る限界流动比率、貨幣、短期政府債券、長期国債

と示す。

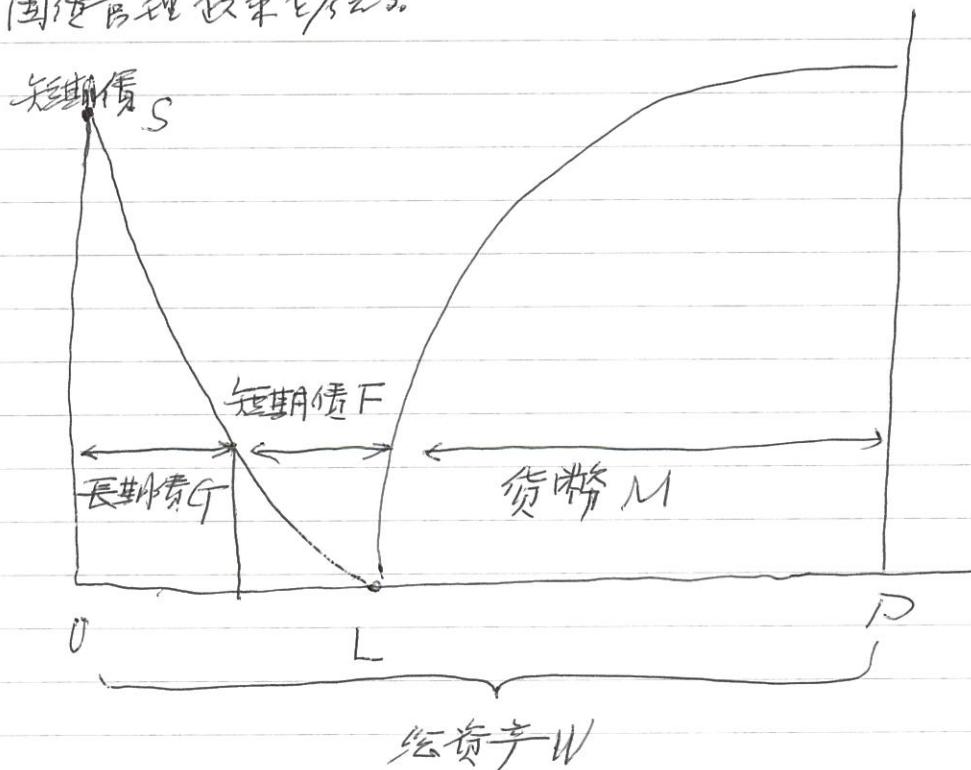
$$\frac{dL_m}{dM} > \frac{dL_f}{dF} > \frac{dL_g}{dG} > 0$$

また、限界流动比率は、元本との残高がゼロになると漸減していく。

$$\frac{d^2L_m}{dM^2} < 0, \quad \frac{d^2L_f}{dF^2} < 0, \quad \frac{d^2L_g}{dG^2} < 0$$

総資産Wの式、短期債の残高下=0を以て、正の循環を以て
長期債務残高Gの時を保有している場合に得られる流動性をLとす。

このとき、政府が、短期債から長期債務（L点）から始めで
長期債を代替せざる、短期債の残高は増加していく（LからSへ向う）
国債管理政策を考へる。

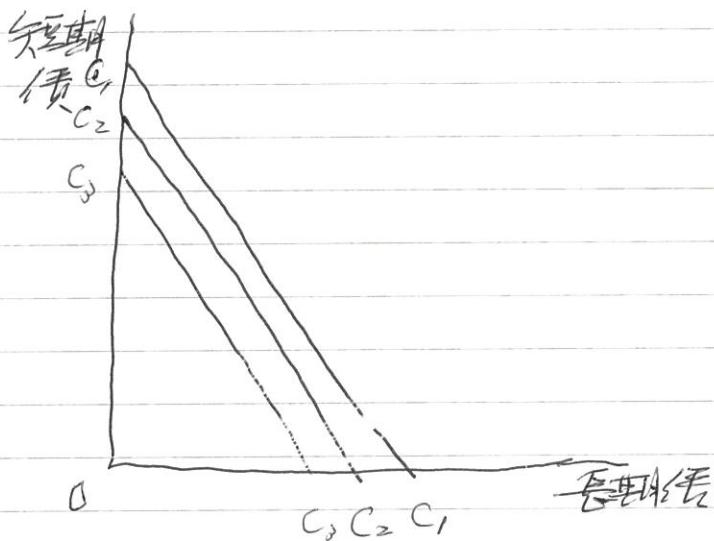


ここで限界流动比率を測る短期債と长期債の限界代替率は、
等流動性曲線を全数入れると図(2)。

$$-\frac{dF}{dG} = \left(\frac{dL_g}{dG} - \frac{dL_m}{dM} \right) / \left(\frac{dL_f}{dF} - \frac{dL_m}{dM} \right)$$

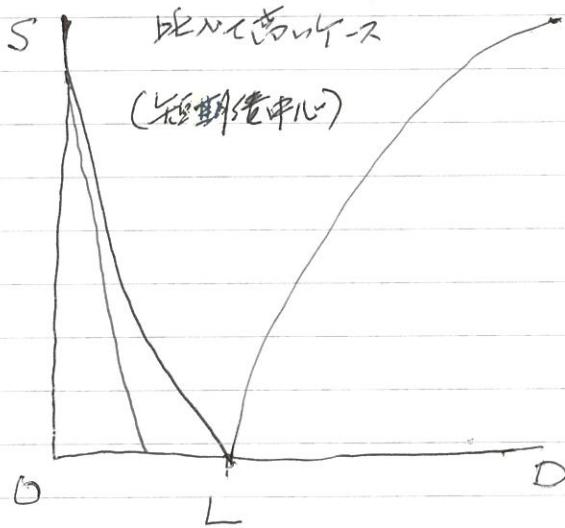
直線ODが表す総資産Wの大きさで曲線LIの横軸方向の
差を(F+G)と見れば、Wより大きくなる限りの債券資産Mを表す。

いま、貨幣の利子率 i_f は、短期債、長期債の利子率を
もとに算出され、これが、このとき、以下のように構成する一定の利子率と
なる。短期債、長期債の組成比を、等費用曲線といふ。

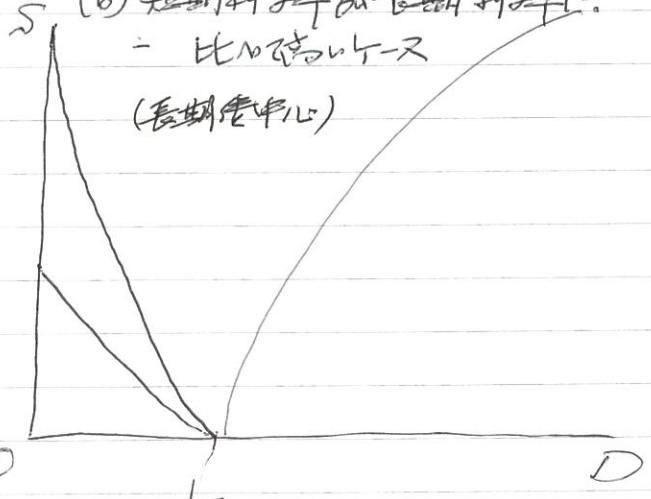


$$i' = i_f F + i_g G \quad (\text{等費用曲線})$$

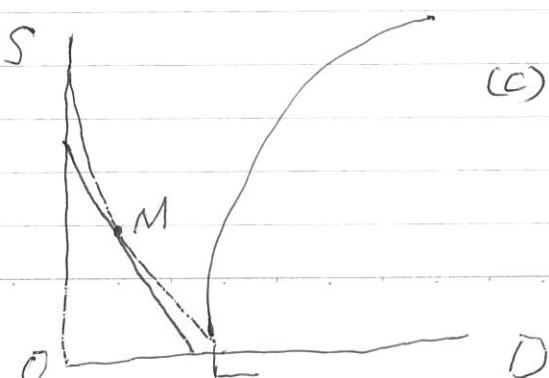
(a) 長期利子率が短期利子率より高いうる



(b) 短期利子率が長期利子率より高いうる



(c) 内点解のうる



2. ピルス・オリー政策

(1) 長期利子率が短期利子率に比べて相対的に高いケース

政府債券や短期債券を購入する政策。

債務構成の変更を公開市場操作にて、短期債券のみに限る政策。

中央銀行が民間銀行から長期口債を購入する買いオペを行ひ。

民間銀行に購入代金を準備(reserve)の形で貸す。最初に大抵は

八八〇パーセントが準備と同額だけ保有する。

この結果、信用拡張のメカニズムとしてマネーが少く準備の信用拡張につながることになる。

このように公開市場操作の手段を、短期債券(政府短期証券)に限る政策のことをピルス・オリー政策という。前回(a)に相当。

財務省がFRBに転じたマーチン議長

(2) 短期利子率を高くし長期利子率を低く抑えるケース

前回(b)に相当

この場合、政府の最適債務構成は、長期口債のみなり。

長期口債の買いオペか八八〇パーセント、マネーの供給手段となる。



積分の定石

(変化する量を集めて形にする)

2019.04.15
2019.02.18
2018.09.18
2018.07.16
2018.05.14
2018.03.19
2018.01.15

会計と経営のプラッシュアップ
平成29年9月25日
山内公認会計士事務所

次の図書等を参考にさせていただきました。
 (微分と積分なるほどゼミナール S58.1 岡部恒治著 日本実業出版社刊)
 (微積分のはなし 1985.3 大村平著 日科技連刊) (Excelで学ぶ微分積分 H24.8 山本将史著オーム社)
 (イラスト図解微分・積分 2009.6 深川和久著 日東書院刊) (微積分を知らずしては生き残れない PHP選書)
 (Excelでやさしく学ぶ微分積分 室 淳子著 2006 東京図書)
 (内山力基)

I 身近な積分

1. 積分の歴史

(1) 古代エジプトで積分の基礎が築かれた。 (どうやって全体の面積を把握するか)

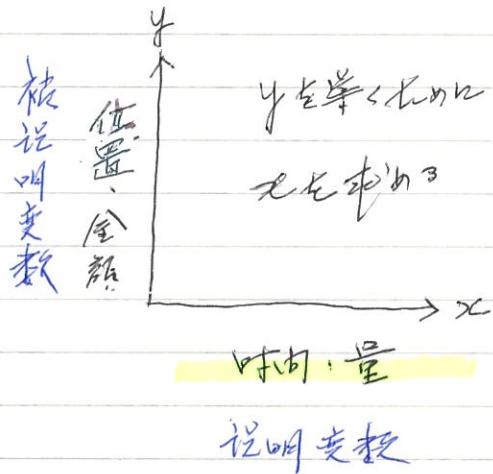
↓
ギリシャのアルキメデスが更に発展
↓
17C のニュートンとライプニッツが微分・積分を発明

社会科学
自然科学 } → グラフに描く → 機何学の問題になる

積分→結果どうなったか、小さな変化をどのように形とするか
 小なものから大きな形を得る、小さな変化を積み重ねるとどうなったかとその結果
 曲線で囲まれた土地の面積を直線化して調べる
小さな変化は大きくなるとどんな形になったか
 変化する様子、変化する量をどうやって集めるか
 ↘ → インテグラルが付くと積分することを表す (")

次のような技術は、すべて微分・積分がなければ発展しなかった。
 コンピュータ、通信、光学機械、テレビ、ラジオ、CD、車、鉄道、飛行機、建築、経済学、物理学、化学、工学、農学…

数直の因数

変化する時間 x 変化する位置 y 変化する量 x 変化する金額 y 

時間・量の直線の傾き

 x と y の関係は、原本の (時間) の意味を離す

(変化する数) と (変化する量) の法則を表すといふ。

説明変数

被説明変数

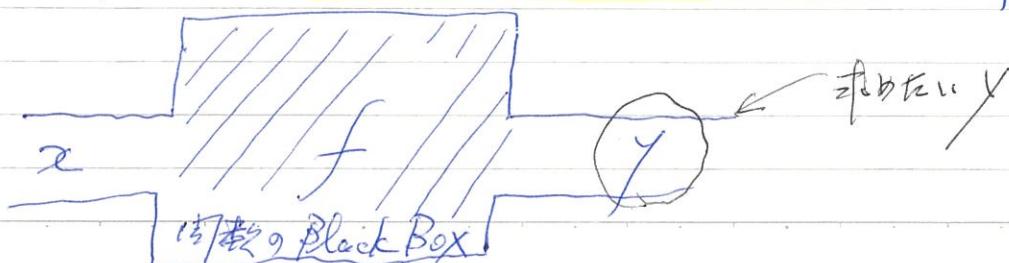
 \rightarrow x から y を離す、数の法則は x に付けて y を離す。この法則が「直線」の法則である。 $y = kx$

Black Box

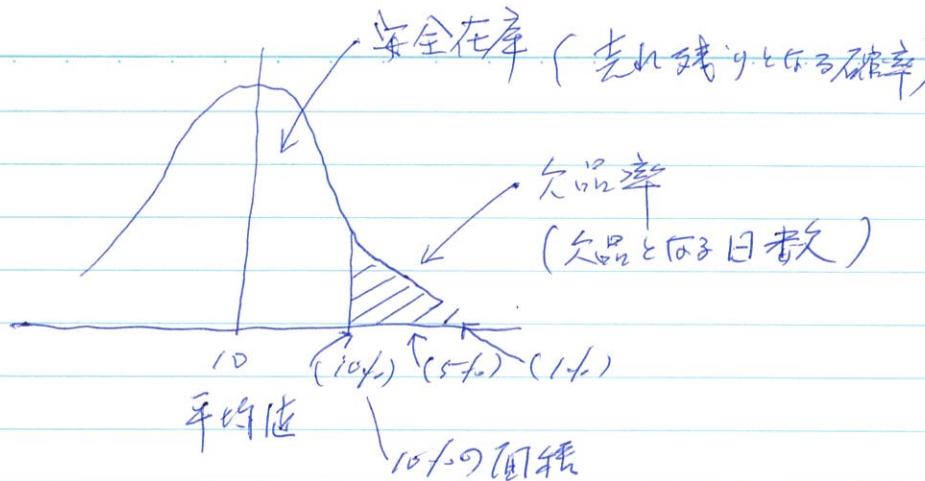
このブラックボックスは、その他の場での量の法則とは、つまり、

予測や、関係を行なう。直線の因数を社会・自然の

分析に適用すれば、因数は量、法則や関係を示す。



欠品率



在庫を決めるに 欠品率を計算する

欠品率を指定すれば、在庫量を計算できる

欠品率0~20%を在庫

あすけ欠品(10%) 10%

あすけ欠品(5%) 5%

欠品下限(1%) 1%

(A高品質の場合)

10%の欠品を許す在庫量 (安全在庫)

= 平均値 + 安全係数 × 標準偏差

$$= 10 + 1.3 \times 1.6 = 10 + 2 = 12$$

(B高品質の場合)

$$= 10 + 1.3 \times 4.5 = 10 + 6 = 16$$

標準偏差を小さくすれば在庫削減

No.

DATE

スハーベルトで日付に付けると標準偏差を小さくする

日付を区別して標準偏差を考へる

それは標準偏差が小さくなる

商品、製品、消耗品などの在庫を減らす

△タウ（欠品率）

△τ（標準偏差）

△τ（標準偏差） 加算法

(飛沫スライル)

(1) 飛沫と飛沫

最低在庫量を(飛沫上)を決めておいて、在庫量が
減少するときに一定量(飛沫下)を飛沫する

調達料+貯蔵料=飛沫在庫

(計算) 調達料+貯蔵料(3ヶ月)の平均需要 + 安全係数 × 標準偏差

$$= 600 + 1.3 \times 25 \times \sqrt{3} = 655 \text{個}$$

(2) 飛沫サブル

$$10\text{日分の需要 } 200 \times 10 = 2000 \text{個 } ①$$

安全在庫(欠品率10%) = 安全係数 × (10日分の標準偏差)

$$= 1.3 \times 25 \times \sqrt{10} = 100 \text{個 } ②$$

$$10\text{日分の需要} = ① + ② = 2100 \text{個}$$

飛沫量 2100個の10%在庫

(3) 周期的リードタイム

放物線、導函数、頂点 一接点、接線の式

放物線

$$y = f(x) = -x^2 + 3x + 4 \quad (\text{将来の傾向})$$

$$-1 \times x^2 + 3 \times x$$

導函数

$$y' = f'(x) = -2x + 3 \quad (\text{現在の傾向})$$

グラフの頂点

$$\begin{aligned} f'(0) &= -2x + 3 \rightarrow x = \frac{3}{2} = 1.5 \quad (\text{導函数の値}) \\ f(1.5) &= -1.5^2 + 3 \times 1.5 + 4 \rightarrow y = 6.25 \quad (\text{元の函数の値}) \end{aligned}$$

放物線上の点

$$x = 2 \text{ における } \quad \text{元の函数の値}$$

(2, 6)における

$$y = f(2) = -4 + 6 + 4 = 6 \quad A(2, 6)$$

接線の傾き

A(2, 6)における接線の傾きは、導函数(導数)(瞬間の速度)

$$y' = f'(2) = -4 + 3 = -1$$

接線の式

点 (a, b) を通る、傾き m の直線の式(接線の式)

$$y - b = m(x - a) \quad y - 6 = -1(x - 2)$$

$$y = -x + 8$$

$$\begin{aligned} \text{導函数} \\ y = -2x + 3 \end{aligned}$$

頂点

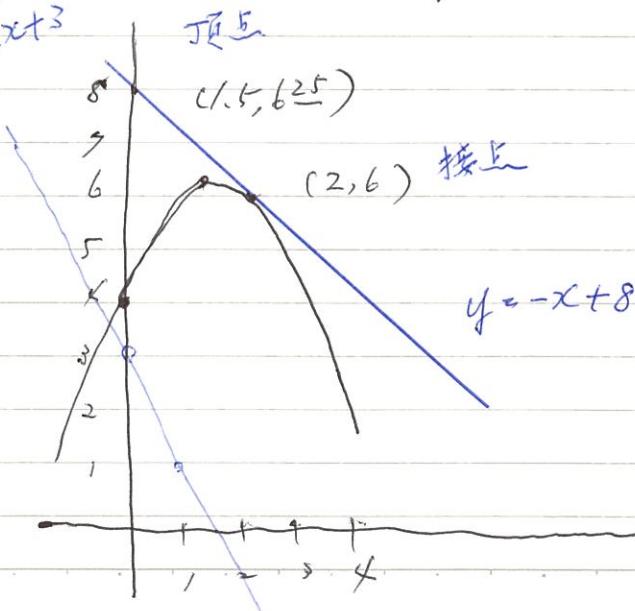
$(1.5, 6.25)$

接点

$(2, 6)$

接線の式

$$y = -x + 8$$



○

面積�扱(戦)

No.

41

H27.8.2X

H27.11.24

八行ヨシニアス

黒板・ノート等に面積感をもつて人種

テクノを中心とする情報化

アーリーハイ(面積感の同一化と以降に向)

人生の瞬間、瞬間の音楽性、目的指向の絶対性ではなく、
 互い微細な間に關係する。これら、微細な區を一生の中に、
 積み重ねる感覚を最大限に發揮する事、を若狭八幡。

微細とは、グラフの面積を求める事と
 どう変化しているかを調べること

積分とは、グラフの面積を求める事と
 その結果、どうなるかを調べること

自然現象や社会現象は、ひとたびグラフに表わして
 しまえば、変化の有様を調べるためにグラフの面積を、
変化の結果を調べるには、グラフの面積を求めるといふ
 純粹に幾何学的な問題となる。

$$9 \quad v = f(t)$$

横軸に t を 縦軸に v をとる。

t をある値に固定すれば v も決まるとする

このとき、 v は t の関数であるといふ。

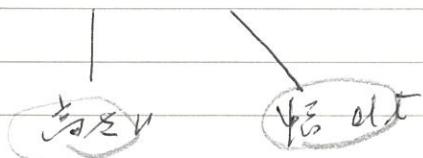
$$v = f(t) \text{ と表わす}$$

$$v = t^2 + t, \quad v = \sin t \quad \dots$$

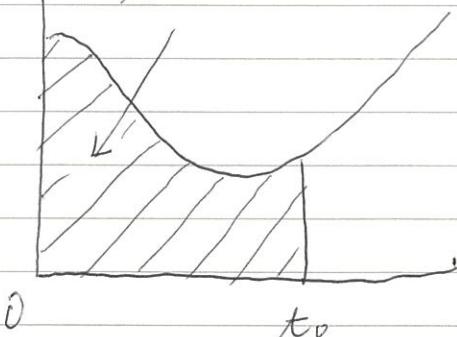
t の値を決めると v の値が決まる。

t_0 から t_1 までの範囲で面積を求めるとする

$$\int_0^{t_1} f(t) dt \quad \text{タテ(高さ) } \times \text{ヨコ(幅) を表す}$$



$$\text{面積 } \int_0^{t_1} f(t) dt \quad v = f(t)$$



曲線、直線
面積の積分

$$\text{いまはこれを } F(t) \text{ と書く。} \quad F(t) = \int_0^t f(x) dx \text{ とす}$$

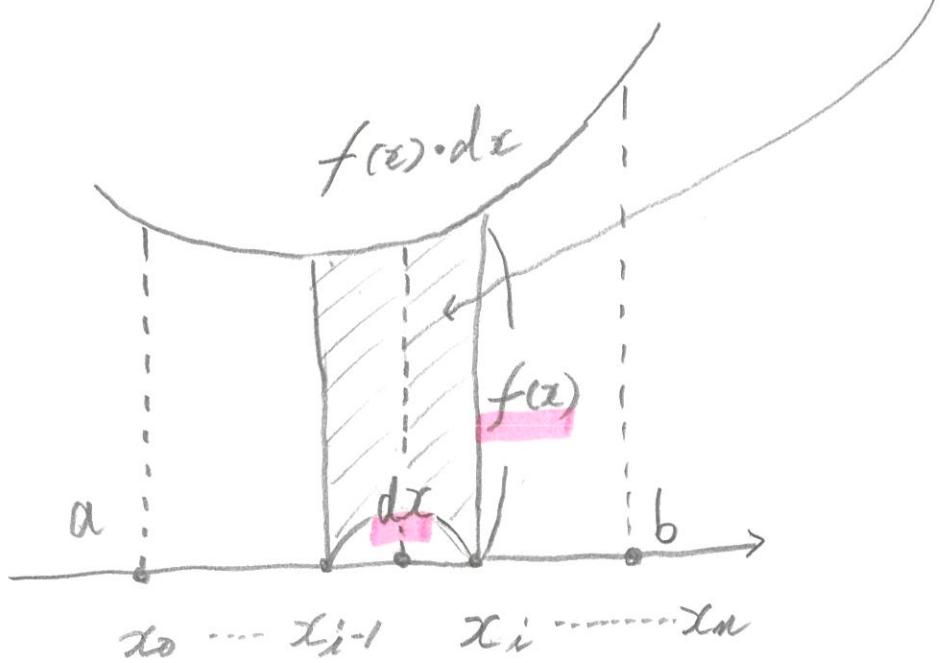
定積分は、

$$\int_a^b f(x) dx = \lim_{\Delta \rightarrow 0} \sum f(t_i) \cdot (x_i - x_{i-1})$$

このとき、

$f(x)$ は高さ、 dx は "x の微小な幅"
と若き

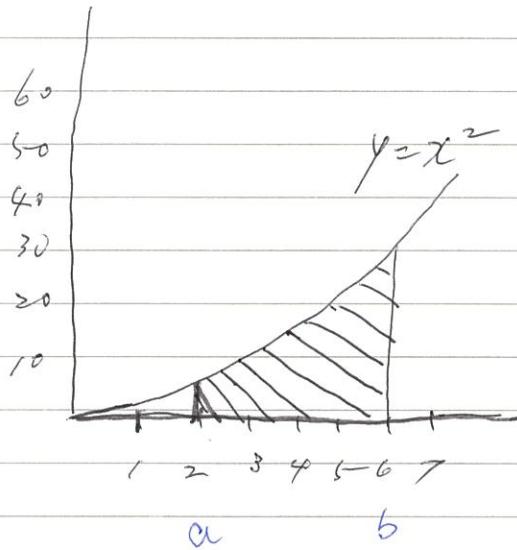
$f(x) \cdot dx =$ 長方形の面積 とは



より、この長方形の面積を a から b まで重ね、
定積分は一致する

$$f(x)dx + f(x)dx + \dots + f(x)dx = \int_a^b f(x)dx$$

積分の用紙



$$y = f(x) = \int_2^6 f(x) dx = \int [x^2]_2^6 = \frac{1}{3}(x^3) - \frac{1}{3}(x^3) = \frac{1}{3}(6^3) - \frac{1}{3}(2^3)$$

$$= 72 - 2.6667 = 69.333 \dots$$

$y = f(x)$ は 高々

$$\frac{b-a}{(n-2)} = \frac{b-a}{n} = \Delta x \text{ 中点}$$

左端点で Δx の倍数と x の値をとる。たとえば $x = a + i \Delta x$

$$\lim_{n \rightarrow \infty} \sum_{i=1}^n y_i \cdot \Delta x$$

$$\begin{aligned} & y_i \quad \Delta x \quad (\text{左端点の表現}) \\ & y \quad dx \quad (\text{積分の表現}) \end{aligned}$$

$$S = \int_a^b y \cdot dx$$

x が a から b まで Δx の範囲で

y を x の関数として $S = \int_a^b y \cdot dx$

表す。

正

8

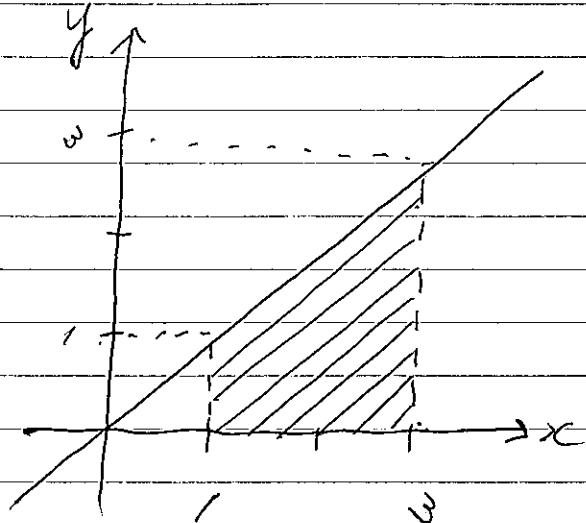
No.

定積分で面積を求める

(7.2) 定積分で面積を求める

 $y = x$ の定積分

1から3までの範囲で定積分する

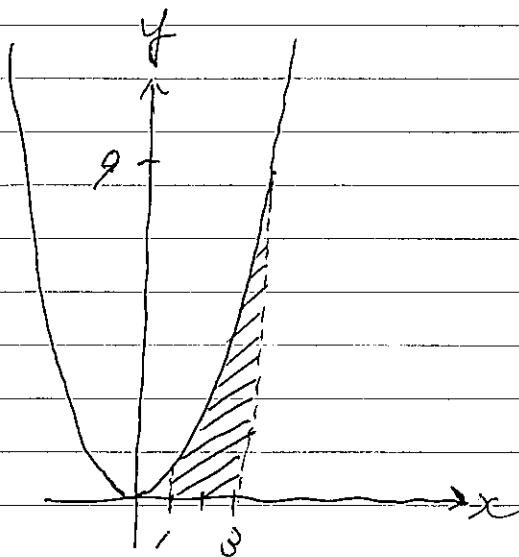


$$\int x dx = \left[\frac{1}{2}x^2 \right]_1^3$$

$$= \frac{1}{2}(3)^2 - \frac{1}{2}(1)^2 = \frac{9}{2} - \frac{1}{2} = 4$$

 $y = x^2$ の定積分

1から3までの範囲で定積分する



$$\int x^2 dx = \left[\frac{1}{3}x^3 \right]_1^3$$

$$= \frac{1}{3}(3)^3 - \frac{1}{3}(1)^3 = \frac{27}{3} - \frac{1}{3} = \frac{26}{3}$$

2曲線で囲まれた面積の求め方

$$f(x) = x^2$$

$$g(x) = -x^2 + 2x + 4$$

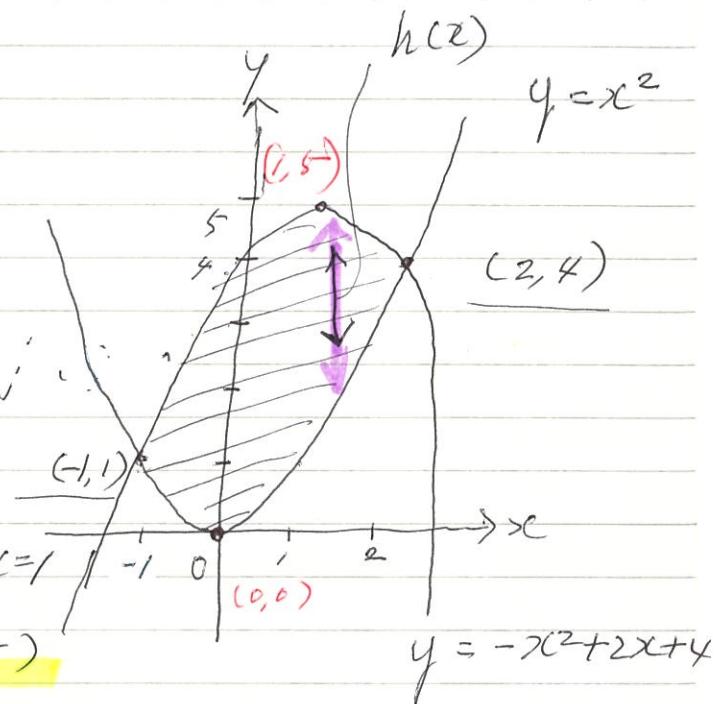
(1) グラフとグラフの頂点

$$f(x) = x^2 \quad f'(x) = 2x$$

$$f'(0) = 0 \quad f(0) = 0 \quad \text{頂点 } (0, 0)$$

$$g'(x) = -2x + 2 \quad g'(0) = -2 \cdot 0 + 2, x=1$$

$$g(1) = -1^2 + 2 \cdot 1 + 4 = 5 \quad \text{頂点 } (1, 5)$$



(2) 交点を求める

$f(x) = g(x)$ の二次方程式を解く

$$x^2 = -x^2 + 2x + 4 \rightarrow -2(x^2 - x - 2) = 0$$

$$\rightarrow (x+1)(x-2) = 0 \quad \therefore x = -1, 2 \text{ を求めよ}$$

$$x = -1 \quad y = x^2 = 1 \quad \text{頂点 } (-1, 1), \quad x = 2 \quad y = 2^2 = 4 \quad \text{頂点 } (2, 4)$$

(3) y方向の長さを求める

y方向の長さを $h(x)$ とする。つまり、

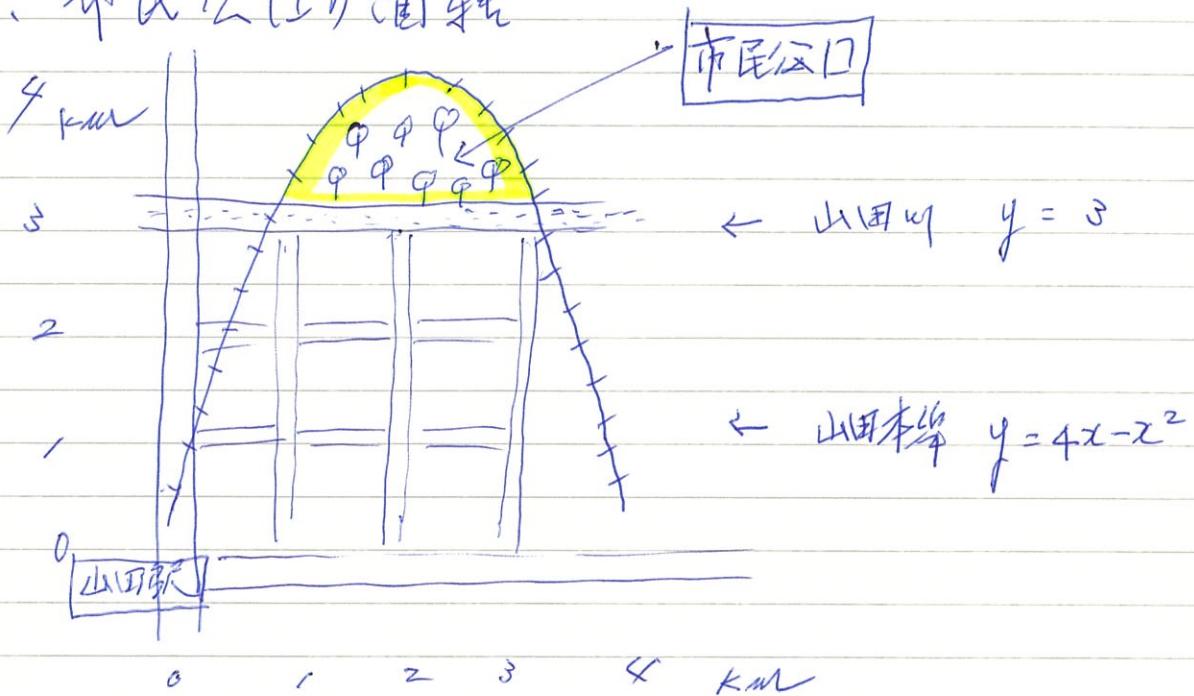
$-1 \leq x \leq 2$ の範囲で $f(x) \leq g(x)$ なので

$$h(x) = g(x) - f(x) = -x^2 + 2x + 4 - x^2 = -2x^2 + 2x + 4$$

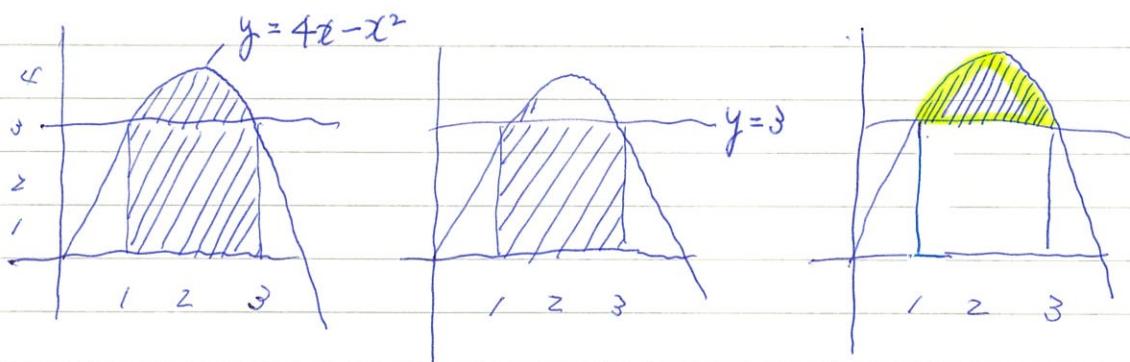
(4) 定積分 x の範囲と y 方向の長さの関係

$$\int_{-1}^2 h(x) dx = \int_{-1}^2 (-2x^2 + 2x + 4) dx = \left[-\frac{2}{3}x^3 + x^2 + 4x \right]_{-1}^2 = \left(-\frac{16}{3} + 4 + 8 \right) - \left(\frac{2}{3} + 1 - 4 \right) = 9$$

5. 市民公園の面積



$$\textcircled{A} - \textcircled{B} = \textcircled{C}$$



$$\int_1^3 (4x - x^2) dx$$

$$= \left[4x^2 - \frac{1}{3}x^3 \right]_1^3$$

$$\int_1^3 3 dx = [3x]_1^3$$

$$= (3 \times 3) - (3 \times 1)$$

$27 - 12 = 15$
計算する
計算する

$$= \frac{22}{3}$$

$$= 6$$

$$\frac{22}{3} - 6 = \frac{4}{3} (\text{km}^2)$$

重さの関係 たとえば、四角の重さが 80g で

密度 ρ を 1cm^3 用ひ重さ 27g とする。
 $\frac{80\text{g}}{27\text{g}} = \frac{40}{3}$

$$80\text{g} / 27\text{g} = 40 \text{倍} \quad (\text{1cm}^3 \text{をもつて})$$

面積も $1\text{cm}^2 \times 40 = 40\text{cm}^2$

大きさを
土地、家、車

量

小さなから大きさを得る。

ひとくじ長方形を小さくして行く。

同じく四角形で、小さきものを並べて行く。

これを同時に大きさを量る。

同じの複数のもの、小さきもの

量の大きさを量るところ!!

隋 唐

⑦

隋の建立 58/年

2018.12.17
2018.06.10
2018.08.13
No. /
Date 2019.04.15

隋の文帝（楊堅）北周朝の王室の外戚にちたら名門の出、北周を篡奪して王位

律令制を継承して中央集権の官僚体制をつくり。

科举（新官僚の養成、人才の選抜）の開始……新官僚の養成

科举制の選舉 ……数部門に分けて才能のある人材を選別

均田制（官家の土地占有制）私民 → 公民

官家の税負担者を把握

租庸调制度

府兵制（徴兵制）

隋朝对外关系

No. 1-2

Date

公元610年 隋炀帝派军队到流求(台湾)进行访问。

当地民众看见船舰以为商船，纷纷前来做买卖。从此后，大陆人民不断前往台湾定居。

隋与日本关系比较密切，593年，日本推古女王即位，圣德太子摄政。圣德太子渴望从中国引进文化，推进政治改革，于600年遣使到长安，隋文帝接见了日本来使。后来，日本又三次派使者到中国。

608年，隋炀帝派裴世清出使日本，日本举行了盛大的欢迎仪式，几百人列队鸣鼓吹号，推古女王亲自出见。后来裴世清回国时又举行送别宴会。日本还派留学生来长安学习，中国的衣冠文物开始大量传入日本。

天下統一

南北朝分裂 270年の動乱時代

文帝即位九年、平陳天下為一。

参考

邓小平和周恩来、陈云、耿若等被派去负责，邓小平的压力也很大。

失脚事件（邓小平事件）。邓小平在1975年被派往山西，毛澤東距离他很远。
1975年被派往山西，邓小平大量购买土地。

1975年 邓小平的工度日，失脚事件。

出国时，邓小平接待中外四人，胡耀邦、万里、周榮金、张震萍，毛澤東攻击邓小平。

毛澤東对邓小平的批评和对邓小平的批评，政治局对邓小平的批评。

毛澤東批评邓小平，认为邓小平是近代化建设技术上存在问题。

第二次世界大战结束后，邓小平在欧洲的经验证明，邓小平的策略

抗美援朝和强大的对苏反击战，邓小平的势力在抗美援朝中立功。

强大技术力量和强大的军备力量，毛澤東批评邓小平的批评。

会议结束后，邓小平和毛泽东、邓小平和邓小平、邓小平和邓小平。

1975年邓小平的评价：中国的经济、科学、技术、文化长期发展计划，四年增加三倍

批判毛泽东的政策，人民满意，邓小平的评价是正确的。

1977年邓小平评价毛泽东。动辄对政治问题进行批评。

邓小平 王光英、万里、胡耀邦

暴君煬帝

No.

J

Date

皇
煬帝名广，是日天下地震。

開通汴渠、自長安西苑、引洛水入于河、引河入渭、引江入泗、

以達于淮。又發民、開邗溝入江、多樹以柳。自長安至江都。

置萬宮四十宇以下。江都是江蘇省江都縣。

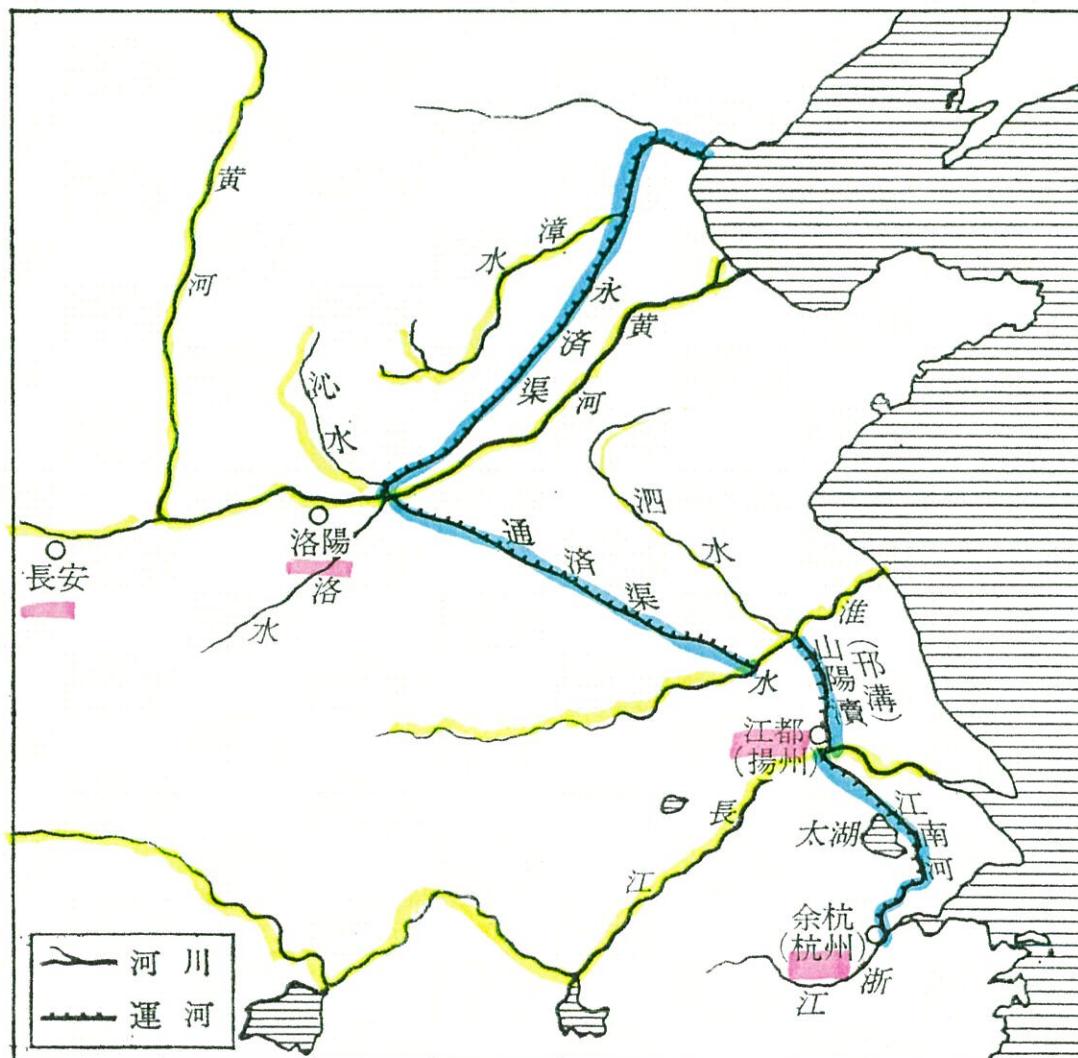
而或如洛陽、或如（如=即）江都、或北巡至榆林·金河、
或如五原、巡長城。

大運河の造成は、流一元朝の弊を除いてから、江南の富余地帯と
北方を結ぶという歴史的理由から、この運河によって南北方
政治的統一と、經濟的統一

隋
唐

(2) -2

隋の運河



隋 唐

7

関連年表

紀元	事項	備考
581	楊堅（文帝）即位、国号を隋と定む。北周、滅ぶ。	
587	科挙の制施行。	
589	南朝の陳滅び、天下統一。	
604	太子広（煬帝）、父の文帝を弑して立つ。	
605	通濟渠・邗溝を開く。	
608	永濟渠を開く。	小野妹子、遣隋使(607)。
610	大運河完成。	
611	高麗遠征。この年より三年三次にわたる。	
613	楊玄感、反乱す。	
616	李淵、太原の留守となる。煬帝、江都に行く。	
617	李淵、長安に入り、恭帝を立つ。	
618	宇文化及、煬帝を弑す。李淵、唐をおこし、即位。	
624	唐、群雄を平定す。均田の法・租庸調の法を定む。	
626	玄武門の変。太宗即位。貞觀の治はじまる。	杜如晦没(630)。
637	貞觀律令公布。	
643	太子承乾、廢され、晉王治、太子となる。	魏徵没(643)。
649	太宗没、高宗即位。	玄奘、印度より帰る。
654	高宗、太宗の才人武氏を昭儀とす。	日本、大化改新(645)。
655	武氏、皇后となる。	房玄齡、孔穎達没(648)。
656	太子忠を廃し、武后の子代王弘を立つ。	
660	この年より武后、政務を執る。	褚遂良没(658)。
664	政治の実権、武后に帰す。	
674	帝を天皇、后を天后と称す。	李勣没(669)。
680	太子賢を廃し、英王哲を太子とす。	
683	高宗没。	
684	武后、太子賢を殺す。李敬業、兵を揚州に起こす。	
688	武后、大いに唐の宗室を殺す。	
689	武后、自らを曌と名づく。	
690	武后、国号を周と改め、帝を称す。	
704	張柬之、宰相となる。	

唐·成立

唐·高祖 李淵

唐太宗李淵為弘化留守。御家境尚。人多附之。

唐高祖淵相表奇異。名應圖可識志元。

謂懼、從酒納賂以自晦。

高祖の治世（23年治世から53年治世）

太宗文武皇帝、文帝之孫。幼日有老生见之曰、若鳳元年、天日元年。

其年凡冠、必能濟世安民。高祖乃採其语为名。

年十八举义兵。李密降唐、初见高祖色尚傲。及见秦王、

不敢仰视。退而叹曰、真英主也。

文部省の時代

No.

6

Date

武田は官吏公用試験の特權を活用した。 宮帳にとらわれず、

新しい人材をとして採用した。

この特権

大軍の名医、中医師、薬剤師の功績に下りる。 武田はこれを取下す。

新しい官僚を育てて、王室の体制改善を実行した。

阿倍仲麻吕和吉备真备

唐代，日本为了吸收大陆的先进文明，加速其本身所建设的强化，巩固中央集权的统治，曾一次又一次地派遣使节到中国，这就是历史上有名的遣唐使。从630年到894年的期间，一共有15次的遣唐使。每次他们学习和吸收的中国先进文明。但是时间较短只有半年左右，所以日本在每次遣唐使派遣同时，另派若干名留学生和学问僧随行，去中国到中国学习。他们留在中国的时间，较遣唐使要长。所以一般都能学习到不少中国的先进文明。他们的回国移植到日本，使唐代灿烂文明，也能在日本开花结果。